

岡公共第 6 号
岡教互第 4 号
平成 29 年 4 月 1 日

所 属 所 長 殿

公立学校共済組合岡山支部長
(公 印 省 略)
一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長
(公 印 省 略)

平成 29 年度「ピュアリティまきび利用事業」の実施について

このことについて、「ピュアリティまきび」の利用事業として、次のとおり実施しますので、貴所属組合員(会員)に周知くださるようお願いいたします。

記

- 1 利用事業 別添「平成 29 年度まきび利用事業一覧」のとおり
- 2 実施期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
- 3 その他
 - ・家族記念日会食補助の利用条件が緩和されました。
(料理単価 4,000 円以上 3,000 円以上)
 - ・申込方法等については、ダウンロードした各種申込書を参照ください。

< 申込書等のダウンロード > 下記のホームページから

検索 「おかやま教職員福利厚生ネット」 「まきび利用特典」
<http://www.okayamafukurinet.jp/>

平成29年度 まきび利用事業一覧

事業名	内 容	助成額（補助額）	申込方法	利用資格	
				共済	互助
宿泊助成	組合員及びその被扶養者が宿泊する場合、 宿泊費の一部を助成する。	1泊 2,500円	当日フロントで 申込み可		×
貸衣装助成	組合員及びその家族が貸衣装を利用する場合、 貸衣装代の一部を助成する。 家族とは、配偶者、子ども、孫、夫婦の両親・ 祖父母をいう。	1回 5,000円 (5,000円未満の 場合実費相当額)	申 込 書 (まきびへ提出)		×
会食補助	組合員及び会員が会食を行う場合、利用金額 に応じ、料金の一部を補助する。 (一人あたりの料金(税・奉仕料除く)が5,000円以上から) (注)レストラン及び挙式披露宴を除く	・~6,200円未満 1,000円 ・~7,000円未満 1,500円 ・7,000円以上~ 2,000円			
法事会食補助 他の会食補助 との併用不可	組合員が主催(又は出席)する法事で利用総額 5万円以上(奉仕料含む)の場合、費用の一部を 補助する。 夫婦共に組合員で、利用総額10万円以上 の場合、双方に対して補助する。 (双方から申込書を提出すること)	1回 10,000円			×
家族記念日 会食補助 他の会食補助 との併用不可	組合員が家族の記念日等を祝い、次の条件で 会食をする場合、本人及び家族の利用料金の 一部を補助する。 家族とは、配偶者、子ども、孫、夫婦の両親・ 祖父母をいう。 補助対象者は、割烹等の個室利用で4人以上、 料理単価3,000円以上の会食とする。(レストラン除く)	1人 1,000円			×
メモリアルデー プレゼント	会員及びその家族の記念日に対し、まきび利用券 を抽選により贈呈する。(毎月100名) ・記念日の例:誕生日、結婚記念日等	まきび利用券 3,000円相当 有効期間:6か月		・ホームページ ・はがき、FAX で申し込む ホームページ参照	×

利用資格:「共済」は、公立学校共済組合岡山支部組合員が利用できます。

「互助」は、(一財)岡山県教育職員互助組合会員が利用できます。